

火薬類の保安

令和3年3月
関東東北産業保安監督部
東北支部保安課

令和2年 火薬類事故(東北管内分)の発生状況について

令和2年に東北管内において火薬類取締法施行規則第82条第1項の規定に該当する詳報対象の事故が5件発生しました。

事故を種類別に見ると、産業火薬が2件、煙火が3件となっており、その概要は次表のとおりです。

■東北管内の事故情報

○令和2年火薬類事故の概要(東北管内分)

	発生日時	発生場所	種類	死	傷	事故概要
1	2月17日 8:23頃	宮城県 加美町	煙火	0	0	加美町内個人方にてビニルハウス内貯蔵の干し草にたむろの野猿駆逐の為、当該ハウス上空に向けて駆逐煙火を発射したところ、内一発がビニルハウス天蓋のビニル破損箇所から内部へ落下。干し草に着火し炎上。ハウスを全焼したものの。
2	9月26日 18~19頃	秋田県 大仙市	煙火	0	0	9/26(土)の商工会議所主催のイベントにおいて、河川敷で煙火の消費が行われ、9/29(月)に煙火消費場所付近を訪れた一般人が黒玉(10号玉(尺玉)の小割物と思われる)を発見し、消防に通報、発覚したもの。原因は、10号玉の開花時に、爆発の衝撃により小割物の導火線が破損し、開花しなかったものと推定される。
3	11月5日 15:43頃	宮城県 丸森町	煙火	0	0	民有地に多数現れた猿を追い払うため、動物駆逐用煙火(手持ち5連)を手持ちで使用したところ、付近の落葉等に着火し山林に延焼拡大した。使用された煙火については、地面や杭等への固定はなく、専用の紙ホルダーを使用し手持ちにて消費していた。
4	11月11日 14:00頃	宮城県 登米市	産業	0	1	採石事業者の採掘場において、ベンチ発破を実施した際、飛石が発破箇所から43m地点にいた点火者と側の自動車に当たり、点火者は手に軽傷を負った。軟弱層からの吹き出し飛石と推定されるが、待避所の位置・距離が不十分であったこと及び防護対策を講じなかったことが事故の要因となった。
5	11月16日 13:33頃	宮城県 仙台市	産業	0	0	鉄道事業者の車両施設にて実施された信号炎管取扱訓練において、訓練用信号炎管4本を線路脇で消費したところ、そのうち1本から噴出した火花が鉄道枕木1本に落下し、数十分燻ぶった後、着火し火災に至った。職員が巡回中に枕木から白煙が出ていることを発見し、消火後に通報した。枕木が乾燥していたこと及び劣化による亀裂等があったことから、火花が入り込み着火に至ったものと推定される。

注)「死」は死亡事故、「傷」は重傷、軽傷の人数。